

裁 決 書

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年5月18日付けをもって提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

伊賀市社会福祉事務所長が、請求人に対し、平成22年4月27日にした生活保護廃止決定処分を取り消す。

不服の要旨

1 審査請求の趣旨

伊賀市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成22年4月27日付けで行った法第26条の規定に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

請求人には、収入としては、年金収入（月額66,008円）しかなく、活用できる資産もないため、法に定める最低生活維持は困難であり、本件処分は適法でない。

裁決の理由

1 認定事実

- (1) 処分庁は、請求人が生活に困窮しているとして、平成21年4月27日付けで生活保護の開始の決定をした。その当時より、請求人は[]と同居している。
- (2) 処分庁は、同居人である[]から生活保護申請を受け、平成21年6月8日付けで生活保護の開始の決定を行った。その際、[]が請求人と1つの部屋で同居しているという理由で、基準生活費生活扶助基準のうち第2類に関して、[]への単独で支給されるべき額ではなく、2人世帯に支給されるべき額と単独世帯の基準で支給されている請求人への支給額との差額を[]に対して支給することとした。
- (3) 請求人は、平成21年7月14日付けで療育手帳を取得し、国民年金障害基礎年金受給を申請し、平成21年11月分から月額66,008円の裁定を受け受給開始となった。
- (4) 処分庁は、前記(3)の事実を受け、同一世帯とみている[]と請求人とを併せて要否判定を行った。

請求人の年金収入月額66,008円と[]の年金収入月額66,008円を併せると月額収入132,016円となり、[]の就労収入が月額10,000円程度(直近の就労収入認定額月額9,333円)あること、請求人がシルバー人材センターに登録し就労しようとする意欲があること、及び[]において権利擁護事業利用により管理されている両者の預金合計が223,266円であることから、両者を同一世帯とした場合の最低生活費は162,840円であり、収入の合計は最低生活費には足りないものの、少なくとも10ヶ月程度は自立できるものと考えて、処分庁は平成22年4月27日付けで本件処分を行った。

2 審査庁の判断

- (1) 法第10条は、保護は世帯を単位として、その要否及び程度を定めるものとし、これによりがたい場合は個人を単位として定めることができる旨規定している。これに従い、法第24条に基づく保護の申請にあたっては、世帯単位による申請を原則とする。また、法第31条第3項及び法第33条第4項は、生活扶助及び住宅扶助は、世

帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付することを原則とする旨規定している。

(2) 処分庁は、請求人の保護の申請に対し、単独世帯（個人）として保護の開始決定をした。一方、処分庁は、同居人である[]からの申請を受けて、請求人と同居していることを理由に同一世帯扱いとして保護費の調整をしているものの、世帯単位としてではなく、[]個人を単位として保護の開始決定をしている。つまり、請求人個人を単位とした生活保護の変更を行い、両者を同一の世帯と認定し、請求人が[]のいずれかを世帯主又はこれに準ずるものとしたうえで、世帯を単位とした保護に変更するというようなことを、処分庁はしておらず、両者個人を単位として、それぞれに対し保護開始決定をしており、処分庁が、両者を同一世帯であることを前提として生活保護を行っているとは認めることはできない。

なお、仮に同一世帯であると認定する場合は、同一の住居に居住するだけでなく、生計を一にしていることを要するが（生活保護法による保護の実施要領について 第1（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知））、処分庁は両者が生計を一にしているか否かに関し調査、確認したうえで、両者を同一世帯であると認定しているとの事実認められない。

(3) 以上により、請求人と[]とが生計を一にしているとは確認できないこと、現にこれまで処分庁自身が、一つの世帯を単位としてではなく、両者個人を単位とし、それぞれに生活保護の決定を行い、それぞれに生活扶助の交付を行っていたこと、保護の廃止決定である本件処分自体も、個人を単位として両者がそれぞれ行われている以上、両者を法上の同一の世帯であるとみなすことはできず、処分庁が請求人と[]とを同一世帯として、要否判定を行ったうえでなされた本件処分は違法である。

3 結論

よって、本件処分には違法又は不正な点が認められることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき主文のとおり裁決する。

平成22年 6月28日

三重県知事 野呂 昭彦

